

診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）設備届

年 月 日

盛岡市保健所長

様

管理者 住 所

氏 名

年 月 日生

医療法施行規則第28条第1項の規定により、次のとおり届けます。

- 1 病院（診療所）の名称及び所在地
- 2 その年に使用を予定する診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の種類、形状及びベクレル単位をもつて表した数量
- 3 ベクレル単位をもつて表した診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）の種類ごとの最大貯蔵予定数量及び1日の最大使用予定数量
- 4 診療用放射性同位元素使用室、陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室、貯蔵施設、運搬容器及び廃棄施設並びに診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）により治療を受けている患者を入院させる病室の放射線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要
- 5 診療用放射性同位元素（陽電子断層撮影診療用放射性同位元素）を使用する医師（歯科医師）の氏名及び放射線診療に関する経歴

(A4)